特定空家等指導フロー図

　空家等対策の推進に関する特別措置法のうち特定空家に対する指導等は下記のとおりとなります。

情報提供

立入調査（調査日５日前に通知）

**・周辺建築物や通行人等への**

**悪影響**

**・悪影響の程度と危険性の**

**切迫性の度合い**

加味

該当しない

**特定空家等の判断**

**（ガイドライン別紙1～4）**

空家等

該当する

助言・指導（該当項目について）

解決

改善

助言・指導を行っても特定空家等の状態が改善されない場合

**地方税法の規定に基づき、対象となる特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される**

改善

勧告（該当項目について）

解決

相当の猶予期限内に特定空家等の状態が改善されない場合

改善

解決

命令（該当項目について）

命ぜられた措置を履行しない場合、履行しても不十分な場合または期限内に完了する見込みがない場合

**実際に代執行に要した費用を義務者へ請求する**

行政代執行